

公立大学法人前橋工科大学 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信
サービスに関する利用要項

令和6年5月28日制定

(目的)

第1条 この要項は、前橋工科大学附属図書館（以下「当館」という。）において、「国立国会図書館資料利用規則」及び「図書館向けデジタル資料送信サービス利用条件」に基づき、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 本サービスを利用できる者（以下「利用者」という。）は、前橋工科大学附属図書館利用規程（平成25年規程第138号）第2条に基づき、利用者カードの発行を受けた者とする。

(利用時間)

第3条 本サービスの閲覧及び複写のための利用時間は、1回につき1時間以内とする。ただし、次に利用する者がなければ、30分単位で延長できる。

2 利用は当館の閉館15分前までとする。

(利用場所)

第4条 本サービスは、当館職員がログインを行った閲覧用端末により、当館内でのみ利用できる。

(複写)

第5条 本サービスの複写を依頼する者（以下「複写依頼者」という。）は、所定の申込書に必要事項を記入し、当館に申込みものとする。

2 複写依頼者の求めに応じて、閲覧用端末からデジタル化資料を著作権法（昭和45年法律48号）第31条の規定に基づき、当館職員が複写し、当該複写依頼者に提供する。

3 複写の料金は、前橋工科大学附属図書館資料の複写に関する細則（平成25年細則第27号）の定めるところによる。

(禁止事項)

第6条 本サービスの利用に際し、利用者の次の行為を禁止する。

(1) 閲覧用端末を持ち出すこと。

(2) 閲覧用端末に利用者が持ち込んだ機器（スマートフォン、ノートPC及び外部記憶装置）を接続すること。

(3) 閲覧用端末の画面をカメラ等で撮影すること。

(4) 画面キャプチャ又は資料の電子ファイルを取得すること。

(著作権に関する責任)

第 7 条 本サービスの複写物に関し、著作権上の問題が生じた場合は、複写申込者とその責任を負うものとする。

附 則

この要項は、令和 6 年 5 月 2 8 日から施行する。